

中学生までの子どもを養育されている人に

子ども手当が支給されます



中学2・3年生は申請が必要です

現在支給されている児童手当が充実され、4月から「子ども手当」が支給されます。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校までの子どもを養育されている人に、月額1万3000円を支給するものです。

支給の対象

中学生まで（15歳の誕生日以降の最初の3月31日まで）の子どもを養育されている人。

※所得制限はありません。

支給金額

対象となる子ども1人につき、月額1万3000円（支給月は2月、6月、10月で、それぞれ前月分までの手当が支給されます）。

支給の申請

①平成22年3月31日現在、長島町に住所がある人で、児童手当を受給されている人（小学校

修了前の児童を養育している人）は、そのまま子ども手当の支給対象になりますので、特に申請する必要はありません。

②平成22年4月1日現在で中学校2年生、3年生になる子ども（平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）を養育されている人は、新たに申請が必要です。対象になると思われる人には、4月下旬ごろ、役場町民福祉課から申請のご案内を送付する予定です。※経過措置により平成22年9月30日までに申請があった場合は、4月分から支給されます。申請は町民福祉課・総合管理課で受け付けます。

その他

公務員は、勤務先からの支給となりますので、勤務先へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課

☎(86) 1111 内線 1112

鷹巣診療所

最新鋭CT装置を導入

国民健康保険鷹巣診療所では3月9日、最新鋭の64列マルチスライスCT装置を導入しました。稼働から約10年経過していた従来のヘリカルCT装置よりも高精細に、より短時間に、より広範囲の撮影が行えるため、患者さんの負担を大幅に軽減することができます。マルチスライスCTとは、多列の検出器を要し、これまで1回転1枚撮影だったものが、1回転あたり最大64枚撮影し、微細な情報を得ることができ、横断層の情報だけでなく、画像を積み重ねることで3D画像を表示できるようになり、骨折部位や血管系病変などの情報を3Dで確認することができます。肺検査では約30秒の息止めを3～5秒程度に短縮して検査を完了することができるところから、患者さんの負担を減らすことができます。

